

立教大学諸規程集

立教大学編

第 5編 学事

立教大学学位規則

施行 昭和36年4月1日
改正 昭和51年4月1日
1990年4月1日
1991年4月1日
1991年10月11日
1992年4月1日
1993年4月1日
1994年4月1日
1996年4月1日
1997年4月1日
1998年4月1日
2000年4月1日
2002年4月1日
2004年4月1日
2006年4月1日
2007年4月1日
2007年10月1日
2008年4月1日
2009年4月1日
2009年10月1日
2010年4月1日
2011年4月1日
2012年4月1日
2013年4月1日
2014年3月1日
2014年4月1日
2015年4月1日
2016年4月1日
2017年4月1日
2018年4月1日
2020年4月1日
2021年4月1日
2022年4月1日
2023年4月1日
2024年4月1日
2026年4月1日
2026年4月16日
2026年6月25日

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項から第4項まで並びに学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに立教大学学則（以下「学則」という。）及び立教大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、立教大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第 2 条 本学の学部・学科において授与する学士の学位の専攻分野名を次のとおりとする。

学部名	学科	学位（専攻分野）		
		和文	英文	
文学部	キリスト教学科	学士（文学）	Bachelor of Arts in Christian Studies	
	史学科	学士（文学）	Bachelor of Arts in History	
	教育学科	学士（文学）	Bachelor of Arts in Education	
	文学科	英米文学専修	学士（文学）	Bachelor of Arts in English and American Literature
		ドイツ文学専修	学士（文学）	Bachelor of Arts in German Literature
		フランス文学専修	学士（文学）	Bachelor of Arts in French Literature
		日本文学専修	学士（文学）	Bachelor of Arts in Japanese Literature
		文芸・思想専修	学士（文学）	Bachelor of Arts in Philosophy and Creative Writing
	グローバル・ リベラルアーツ・プロ グラム	学士（学術）	Bachelor of Arts	
経済学部	経済学科 会計ファイナンス学科 経済政策学科	学士（経済学）	Bachelor of Arts in Economics	
理学部	数学科 物理学科 化学科 生命理学科	学士（理学）	Bachelor of Science	
社会学部	社会学科 現代文化学科 メディア社会学科	学士（社会学）	Bachelor of Arts in Sociology	
法学部	法学科	学士（法学）	Bachelor of Arts in Law	
	政治学科	学士（政治学）	Bachelor of Arts in Politics	
	国際ビジネス法学科	学士（法学）	Bachelor of Arts in Law	
観光学部	観光学科 交流文化学科	学士（観光学）	Bachelor of Arts in Tourism	

コミュニティ福祉学部	福祉学科	学士（コミュニティ福祉学）	Bachelor of Arts in Social Work
	コミュニティ政策学科	学士（コミュニティ福祉学）	Bachelor of Arts in Community Development
	スポーツウエルネス学科	学士（スポーツウエルネス学）	Bachelor of Arts in Sport and Wellness
経営学部	経営学科 国際経営学科	学士（経営学）	Bachelor of Arts in Business
現代心理学部	心理学科	学士（心理学）	Bachelor of Arts in Psychology
	映像身体学科	学士（映像身体学）	Bachelor of Arts in Body Expression and Cinematic Arts
異文化コミュニケーション学部	異文化コミュニケーション学科	学士（異文化コミュニケーション学）	Bachelor of Arts in Intercultural Communication Studies
スポーツウエルネス学部	スポーツウエルネス学科	学士（スポーツウエルネス学）	Bachelor of Arts in Sport and Wellness
環境学部	環境学科	学士（環境学）	Bachelor of Arts and Sciences

2 本学大学院において授与する修士及び博士の学位の専攻分野名を次のとおりとする。

研究科名	専攻名	学位（専攻分野）			
		修士		博士	
		和文	英文	和文	英文
文学研究科	日本文学専攻	修士（文学）	Master of Arts in Japanese Literature	博士（文学）	Doctor of Philosophy in Japanese Literature
	英米文学専攻	修士（文学）	Master of Arts in English and American Literature	博士（文学）	Doctor of Philosophy in English and American Literature
	ドイツ文学専攻	修士（文学）	Master of Arts in German Literature	博士（文学）	Doctor of Philosophy in German Literature
	フランス文学専攻	修士（文学）	Master of Arts in French Literature	博士（文学）	Doctor of Philosophy in French Literature

	史学専攻	修士 (文学)	Master of Arts in History	博士 (文学)	Doctor of Philosophy in History
	超域文化学専攻	修士 (文学)	Master of Arts in Interdisciplinary Cultural Studies	博士 (文学)	Doctor of Philosophy in Interdisciplinary Cultural Studies
	教育学専攻	修士 (教育学)	Master of Arts in Education	博士 (教育学)	Doctor of Philosophy in Education
	比較文明学専攻	修士 (比較文明学)	Master of Arts in Comparative Civilizations	博士 (比較文明学)	Doctor of Philosophy in Comparative Civilizations
経済学研究科	経済学専攻	修士 (経済学)	Master of Arts in Economics	博士 (経済学)	Doctor of Philosophy in Economics
		修士 (会計学)	Master of Arts In Accounting	博士 (会計学)	Doctor of Philosophy in Accounting
理学研究科	物理学専攻	修士 (理学)	Master of Science in Physics	博士 (理学)	Doctor of Philosophy in Physics
	化学専攻	修士 (理学)	Master of Science in Chemistry	博士 (理学)	Doctor of Philosophy in Chemistry
	数学専攻	修士 (理学)	Master of Science in Mathematics	博士 (理学)	Doctor of Philosophy in Mathematics
	生命理学専攻	修士 (理学)	Master of Science in Life Science	博士 (理学)	Doctor of Philosophy in Life Science
社会学研究科	社会学専攻	修士 (社会学)	Master of Arts in Sociology	博士 (社会学)	Doctor of Philosophy in Sociology
法学研究科	法学政治学専攻	修士 (法学)	Master of Arts in Law	博士 (法学)	Doctor of Philosophy in Law
		修士 (政治学)	Master of Arts in Politics	博士 (政治学)	Doctor of Philosophy in Politics

観光学研究科	観光学専攻	修士（観光学）	Master of Arts in Tourism	博士（観光学）	Doctor of Philosophy in Tourism
コミュニティ福祉学研究科	コミュニティ福祉学専攻	修士（コミュニティ福祉学）	Master of Arts in Community and Human Services	博士（コミュニティ福祉学）	Doctor of Philosophy in Community and Human Services
ビジネスデザイン研究科	ビジネスデザイン専攻	修士（経営管理学）	Master of Business Administration	博士（経営管理学）	Doctor of Business Administration
社会デザイン研究科	社会デザイン学専攻	修士（社会デザイン学）	Master of Business Administration in Social Design Studies	博士（社会デザイン学）	Doctor of Business Administration in Social Design Studies
		修士（公共・社会デザイン学）	Master of Social Development and Administration		
異文化コミュニケーション研究科	異文化コミュニケーション専攻	修士（異文化コミュニケーション学）	Master of Arts in Intercultural Communication Studies	博士（異文化コミュニケーション学）	Doctor of Philosophy in Intercultural Communication Studies
経営学研究科	経営学専攻	修士（経営学）	Master of Arts in Business	博士（経営学）	Doctor of Philosophy in Business
	国際経営学専攻	修士（国際経営学）	Master of International Business		
	国際経営学専攻	修士（公共経営学）	Master of Public Management and Administration		
現代心理学研究科	心理学専攻	修士（心理学）	Master of Arts in Psychology	博士（心理学）	Doctor of Philosophy in Psychology
	臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）	Master of Arts in Clinical Psychology	博士（臨床心理学）	Doctor of Philosophy in Clinical Psychology
	映像身体学専攻	修士（映像身体学）	Master of Arts in Body Expression and Cinematic Arts	博士（映像身体学）	Doctor of Philosophy in Body Expression and Cinematic Arts

キリスト教 学研究科	キリスト教学専攻	修士（神学）	Master of Theology	博士（神学）	Doctor of Theology
		修士（文学）	Master of Arts	博士（文学）	Doctor of Philosophy
		修士（実践神学）	Master of Applied Theology		
人工知能科 学研究科	人工知能科学専攻	修士（人工知能 科学）	Master of Science in Artificial Intelligence	博士（人工知能 科学）	Doctor of Science in Artificial Intelligence
スポーツウ エルネス学 研究科	スポーツウエルネ ス学専攻	修士（スポーツ ウエルネス学）	Master of Arts in Sport and Wellness	博士（スポーツ ウエルネス学）	Doctor of Philosophy in Sport and Wellness

3 削除

（学位授与の要件）

第 3 条 本学を卒業した者には、学則第 5 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の定めるところにより、前条所定の学士の学位を授与する。

2 本学大学院の修士課程又は前期課程を経た者には、大学院学則第 5 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより、前条所定の修士の学位を授与する。

3 本学大学院の後期課程を経た者には、大学院学則第 6 条第 1 項から第 4 項までの定めるところにより、前条所定の博士の学位を授与する。

4 本学大学院の後期課程を経ない者には、大学院学則第 6 条第 5 項の定めるところにより、前条所定の博士の学位を授与する。

5 削除

（学位申請論文の提出）

第 4 条 修士の学位申請論文（以下「論文」という。）は、各研究科の定めるところにより、総長に提出するものとする。

2 本学大学院の後期課程に在学する者が、博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書、研究業績一覧、論文の要旨、履歴書及び別に定める論文審査手数料を添えて、論文を総長に提出するものとする。

3 本学大学院の後期課程を経ない者が、博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書、研究業績一覧、論文の要旨、履歴書及び別に定める論文審査手数料を添え、学位の専攻分野名を指定して論文を総長に提出するものとする。

4 本学大学院の後期課程に 3 年以上在学して退学した者が、博士の学位の授与を申請する場合は、前項の規定によるものとする。

5 総長は、学位の授与の申請が前 4 項のうちの 1 項に規定する要件を具備するときは、これを受理する。受理した申請は原則として、その取下げを認めない。

6 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定により提出した論文並びに論文審査手数料は、返還しない。

7 大学院学則第 5 条第 2 項で定める「特定の課題についての研究成果」は、本規則及び本条第 1 項の規定を準用する。

（論文）

第 5 条 前条の規定により提出する主論文は 1 篇とし、修士の学位申請の場合は 1 部、博士の学位申請の場合は、PDF 版 1 部・くろみ製本版 3 部を提出することを原則とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、審査委員会は、参考論文、論文の訳文、模型又は標本等の審査資料を提出させることができる。

(論文の審査付託)

第 6 条 第 4 条第 5 項の規定により論文が受理されたときは、総長は、申請された学位に該当する研究科委員会にその論文の審査を付託する。

(審査委員会)

第 7 条 前条の規定により論文の審査を付託された研究科委員会は、申請された学位に該当する専攻の教員を含む 3 名以上からなる審査委員会を設ける。

- 2 審査委員会は、主査 1 名と複数の副査により構成する。
- 3 審査委員会は、審査のため必要があると認めるときは、研究科委員会の議を経て、論文に関連する専門の教員等を審査委員会の副査に加えることができる。
- 4 審査委員会の主査は、申請された学位に該当する専攻に所属する教員から選出する。ただし、募集を停止した専攻においては別に定める。

(論文の審査及び試験)

第 8 条 審査委員会は、論文の審査並びに最終試験を行う。

- 2 最終試験は、論文、それに関連ある科目並びに 2 種類の外国語について口頭又は筆答によって行う。ただし、立教大学学位規則第 3 条第 4 項の規定により学位を申請する者に対しては、外国語については研究科委員会が特別の事由があると認めるときは、1 種類若しくは 2 種類を免除することができる。
- 3 審査委員会は、論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験を行わない。
- 4 第 3 条第 4 項による審査の場合は、本条第 2 項のほか専攻学術に関し本学大学院後期課程を経て学位を授与された者と同様の学識を有することを認定しなければならない。

(試験の免除)

第 9 条 第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により学位を申請する者は、前条第 2 項に規定する外国語の試験を免除する。

(審査期間)

第 10 条 審査委員会は、修士の学位についてはその学期末までに、第 4 条第 2 項によって申請される博士の学位については申請のあった学期末までに、第 4 条第 3 項又は第 4 条第 4 項によって申請される博士の学位については申請受理後 1 年以内に、それぞれの論文の審査及び最終試験を終了しなければならない。ただし、博士の学位については、特別の事由のあるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を更に 1 年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第 11 条 審査委員会の主査は、論文の審査並びに最終試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。ただし、必要に応じて副査の 1 名に文書の起草を依頼することができる。

- 2 審査委員会は、第 8 条第 3 項の規定に従って最終試験を行わなかった場合は、その旨を研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、第3条第2項及び第3項によるものについては、大学院学則に従って、学位授与の可否を審議し、同条第4項によるものについては、その論文及び最終試験の合否並びに博士の学位授与の可否について審議し、議決をする。

2 前項の議決は、委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、出席委員の4分の3以上の賛成がなければならない。ただし、公務又は出張のため出席することができない委員は、委員の数に算入しない。

(研究科委員長の報告)

第13条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その研究科委員長は、論文とともに、論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位授与の可否の意見を添え、文書で総長に報告しなければならない。

第13条の2 削除

(学位授与の決定)

第14条 総長は、前条の報告に基づいて大学院委員会を招集し、その審議を経て学位授与の可否を決定する。

2 大学院委員会において前項の審議の議決をするには、第12条第2項を適用する。

(学位の授与)

第15条 総長は、前条の決定に基づいて学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、その学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を「立教大学学術リポジトリ」により公表しなければならない。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を「立教大学学術リポジトリ」により公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。

2 博士の学位を授与された者は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

なお、この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により学位論文を公表する場合は、立教大学審査論文である旨を明記しなければならない。

(学位の名称の使用)

第18条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本学名を「立教大学学士(〇〇学)」、「立教大学修士(〇〇学)」、「立教大学博士(〇〇学)」,又は「学士(〇〇学)(立教大学)」、「修士(〇〇学)(立教大学)」、「博士(〇〇学)(立教大学)」,のように付記するものとする。

(学位授与の取消)

第19条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法

により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表しなければならない。

2 前項の議決をするには、第12条第2項を適用する。

(登録)

第20条 本学において博士の学位を授与したときは、総長は、学位簿に登録し、3か月以内に、別表1の様式による学位(博士)授与報告書を電子メールにより文部科学大臣に提出しなければならない。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別表2のとおりとする。

(改廃)

第22条 本規則の改廃は、部長会及び大学院委員会の議決をもって行う。

附 則

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 昭和50年4月以前に入学の学生には、旧学位規則を適用する。

附 則

この規則は、1990年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1991年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1991年10月11日から施行し、1991年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、1992年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1996年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2000年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2002年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2004年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2006年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2007年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、2008年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2009年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、2010年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2012年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2013年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2014年3月1日から施行する。

附 則
この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2017年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2026年6月25日から施行する。

別表1 (第20条関係)

第20条による学位授与報告書の様式

別記様式第一 (用紙の大きさは、日本工業規格A4)

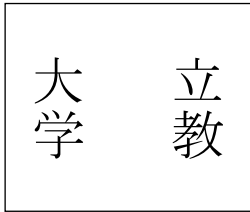
学位 (博士) 授与報告書

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者			博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科(専攻)名				
甲 第号 乙	博士()				都道府県						
甲 第号 乙	博士()				都道府県						
甲 第号 乙	博士()				都道府県						
甲 第号 乙	博士()				都道府県						
甲 第号 乙	博士()				都道府県						
甲 第号 乙	博士()				都道府県						
甲 第号 乙	博士()				都道府県						

別表2の1 (第21条関係)

第3条第1項の規定により授与する学士の学位記の様式

○第 号



学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学○○学部○○学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(○○)
の学位を授与する

年 月 日

Rikkyo University

hereby confers upon

[NAME]

the degree of ○○,

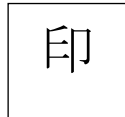
with a specialization in ○○,

in recognition of the completion of the prescribed course of study
at the Department of ○○, the College of ○○.

In testimony whereof, this diploma is granted in Tokyo, Japan,
this [ordinal] day of [Month], [Year].

立教大学○○学部長

氏 名

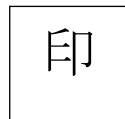


Dean, College of ○○

_____[Signature]____

立教大学総長

氏 名



President, Rikkyo University

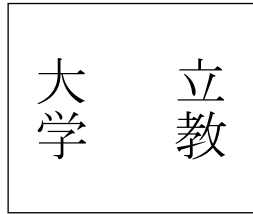
_____[Signature]____

別表2の2 (第21条関係)

第3条第1項の規定により授与する学士の学位記の様式

文第

号



学位記

氏名
年月日生

本学グローバル・リベラルアーツ・プログラム所定の課程を修めて本学を卒業した
ことを認め学士（学術）の学位を授与する

年月日

Rikkyo University

hereby confers upon

[NAME]

the degree of Bachelor of Arts,

in recognition of the completion of the prescribed course of study

in the Global Liberal Arts Program (GLAP)

at Rikkyo University.

In testimony whereof, this diploma is granted in Tokyo, Japan,

this [ordinal] day of [Month], [Year].

立教大学総長

氏名



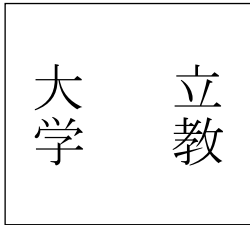
President, Rikkyo University

[Signature]

別表2の3 (第21条関係)

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

○修第 号



学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院○○○研究科○○○専攻の博士課程前期課程において所定の単位を修得し修士論文の審査および最終試験に合格したことを認め修士(○○)の学位を授与する

年 月 日

Rikkyo University

hereby confers upon

[NAME]

the degree of ○○○,

in recognition of the completion of the prescribed course of study,

the master's thesis, and the final examination

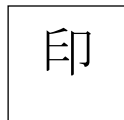
at the Graduate School of ○○○.

In testimony whereof, this diploma is granted in Tokyo, Japan,

this [ordinal] day of [Month], [Year].

立教大学大学院
○○○研究科委員長

氏 名

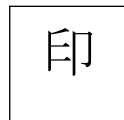


Dean, Graduate School of ○○○

[Signature]

立教大学総長

氏 名



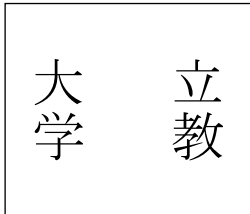
President, Rikkyo University

[Signature]

別表2の4 (第21条関係)

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

○修第 号



学位記

氏名
年月日生

本学大学院○○○研究科○○○専攻の修士課程において所定の単位を修得し修士論文の審査および最終試験に合格したことを認め修士(○○)の学位を授与する

年月日

Rikkyo University

hereby confers upon

[NAME]

the degree of ○○○,

in recognition of the completion of the prescribed course of study,

the master's thesis, and the final examination

at the Graduate School of ○○○.

In testimony whereof, this diploma is granted in Tokyo, Japan,

this [ordinal] day of [Month], [Year].

立教大学大学院

○○○研究科委員長

氏名

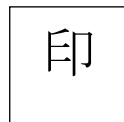


Dean, Graduate School of ○○○

[Signature]

立教大学総長

氏名



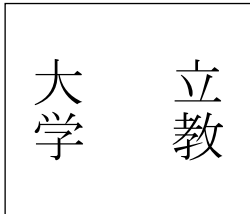
President, Rikkyo University

[Signature]

別表2の6 (第21条関係)

第3条第3項の規定により授与する学位記の様式

○博第 号



学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院○○○研究科○○○専攻の博士課程後期課程において所定の研究指導を受け博士論文の審査および最終試験に合格したことを認め博士(○○○)の学位を授与する

年 月 日

Rikkyo University

hereby confers upon

[NAME]

the degree of ○○○,

in recognition of the completion of the research requirements,

and the successful defense of the dissertation

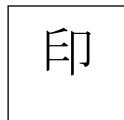
at the Graduate School of ○○○.

In testimony whereof, this diploma is granted in Tokyo, Japan,

this [ordinal] day of [Month], [Year].

立教大学大学院
○○○研究科委員長

氏 名

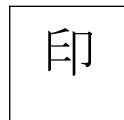


Dean, Graduate School of ○○○

[Signature]

立教大学総長

氏 名



President, Rikkyo University

[Signature]

別表2の8 (第21条関係)

第3条第4項の規定により授与する学位記の様式

○博第	号		
立教 大学		学位記	
		氏名	年月日生
本学に学位論文を提出し所定の審査ならびに試験に合格したことを認め博士(○○○)の学位を授与する			
年月日			
<p>Rikkyo University hereby confers upon [NAME] the degree of ○○○, in recognition of the successful defense of the doctoral dissertation at the Graduate School of ○○○. In testimony whereof, this diploma is granted in Tokyo, Japan, this [ordinal] day of [Month], [Year].</p>			
立教大学大学院 ○○○研究科委員長	氏名	印	Dean, Graduate School of ○○○ _____ [Signature]
立教大学総長	氏名	印	President, Rikkyo University _____ [Signature]

別表2の9 削除